

災害救助法の制度概要

災害救助法 【制度概要】

昭和22年10月18日法律第118号
平成25年10月厚生労働省より移管

目的（第1条）

災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助**を行い、**被災者の保護と社会秩序の保全**を図ること。

実施体制

- ・ **法に基づく救助は、都道府県知事が、災害が発生した市町村の区域内において、現に救助を必要とする者に行う。（第2条第1項（法定受託事務））**
- ・ **災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（第2条第2項）**
- ・ **必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。（第13条第1項）**
- ・ **広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。
（応援に要した費用については、被災県に全額求償可能）**

災害対策法制上の位置付け

我が国の災害対策法制は、災害の予防、**発災後の応急期の対応**及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「**災害救助法**」は、**発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律**である。

■災害が発生するおそれがある場合の対応



■災害が発生した場合の対応



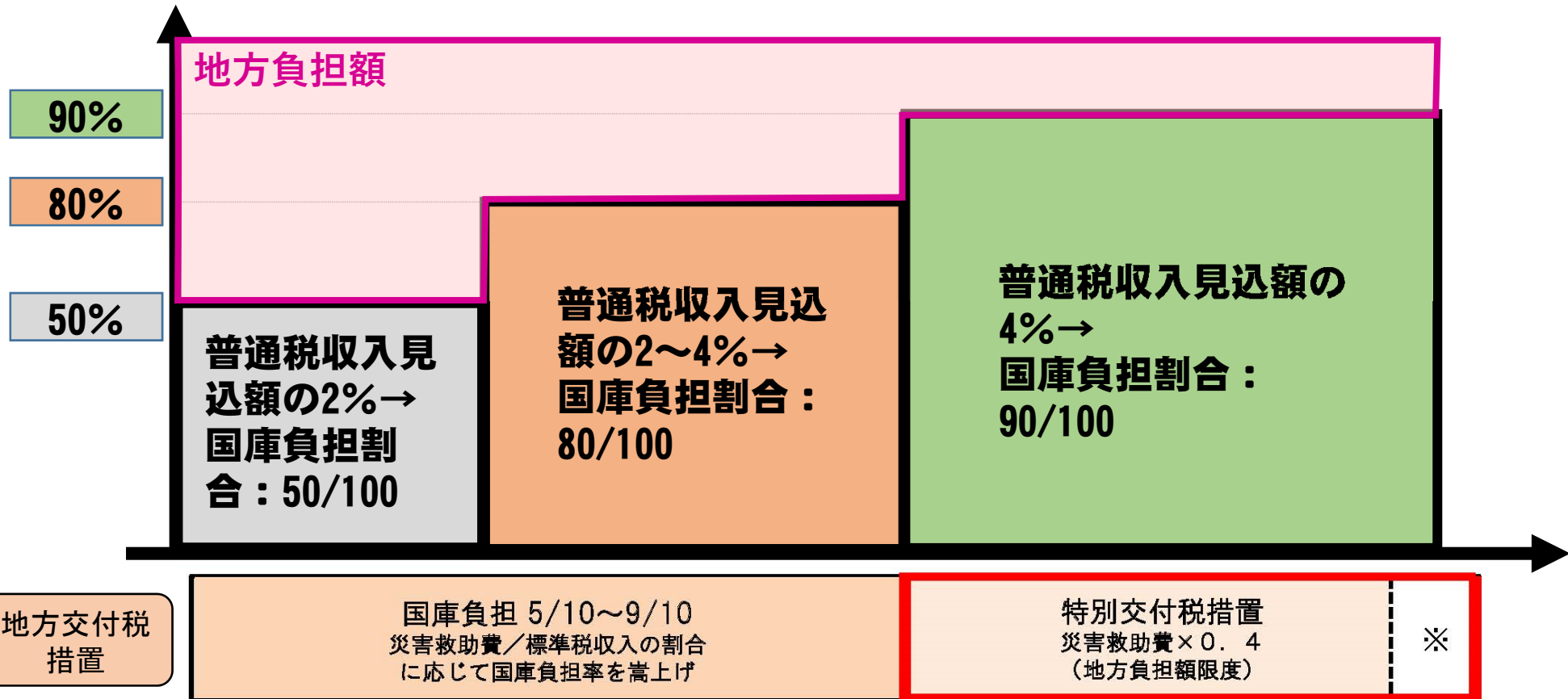
		市町村 (基礎自治体)	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 (基本法 5 条)	救助の後方支援、総合調整 (基本法 4 条)
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助 (法 13 条 2 項)	救助の実施主体 (法 2 条) (救助実施の区域を除く (法 2 条の 2))
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 (法 13 条 1 項)	救助事務の一部を市町村に委任可 (法 13 条 1 項)
	費用負担	費用負担なし (法 21 条)	掛かった費用の最大100分の50 (残りは国が負担) (法21条)

災害救助費等負担金の国庫負担について

普通税収入見込額の割合

国庫負担割合

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 収入見込額の 2/100以下の部分 | → 50/100 |
| ② 収入見込額の 2/100超 4/100以下の部分 | → 80/100 |
| ③ 収入見込額の 4/100超の部分 | → 90/100 |



※特別交付税措置残の地方負担額について、災害対策債(充当率100%、後年度元利償還金57%を特別交付税により措置)を充当可能

→ 国庫負担率が6/10以上であれば、特別交付税措置と合わせ、実質的な地方負担はゼロとなる。

例：普通税収入が約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合

国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円

災害救助法の運用

【事務の流れ】

